

Ⅶ 調査の中間結果

【調査事項】

1. 諫早湾干拓事業における財団法人長崎県農業振興公社が行った入植者選定及びそれに対する県の関わりについて

1 株式会社T・G・Fの設立から認定農業者等認定までの事務について論議となった事項

(1) 株式会社T・G・Fの設立の経緯について

（株）T・G・Fの設立に際して、谷川喜一証人は、平成24年1月10日にその思いを次のように証言している。

「公共工事に関しましては全体の売上げの依存度は、当然年度によってもばらつきがありますけれども、かなりウエートとしましては低いものだと思っております。昨今の受注環境の厳しさの中、逆にいえば受注がとれていない状況で、私どもの住宅、非木造部門以外の社員も40名を超えるスタッフがおりますが、このメンバーたちになかなか現場を提供できないほど苦戦をしております。これも、私にとって見れば非常に厳しい環境にあると言わざるを得ないと思っております。

なぜ農業を目指したかというご質問がありました。先ほどお話しさせていただきましたように、公共工事に関しましても受注状況は非常に厳しい。また、住宅業界におきましても、これから先、人口減少の中、当然市場が狭まる中、市場を求めて九州各県、支店展開をしておりますが、それでも着工戸数は落ちてまいります。その中で、ここ10年、15年に関しましては、着工戸数ないしはリフォームに対して力を入れて経営努力をしていきたい、経営努力で何とかしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、10年、20年を見た時に、今のままでは当然成り立たないだろうということで、もう一つの柱を持ちたいということで農業を選択させていただいたということです。

私ども、41年目を迎えておりますが、定年退職者の方も当然これから多く出てこられる中で、また、第二の人生を谷川で歩んでいただくためにも、そういった受け皿があってもいいのではないかとということで、農業を選択させていただきました。」

「その当時、食の安全であったり、食料自給率の問題であったり、先ほどもお話が出ました農地の遊休地であったり、耕作放棄地であったり、そういったものが大きな問題になっておりました。

その中で、例えば土に頼らない、工場での野菜の生産であったり、また大規模農業ということで限られた農地を集約して、省力化して、機械化と
いいますか、農機具を多く使うことで生産性を上げて収穫量を上げるとか。

また、独自の販路、これは大量に引き取ってくれる先ではなくて、独自の
販路先を見つけることで作物自体に付加価値を付けるとか、また、これ
からアジアを含めた人口が爆発している地区での食料安定供給の問題で、
日本国以外にも供給できるのではないかとか、そういった話が社内でもさ
まざまありました。

その中で今回の農業に関しましては、一つは大村の草場の果樹園の問題
と、諫早湾干拓に対する入植の問題と、それぞれに国内、国外を含めまし
て、これは将来性、将来的な見通しがあるのではないかと。

草場に関しましては耕作放棄地、遊休地がたくさん、あの斜面に広がっ
ておりますので、あの斜面を小豆島のようにオリーブ畑に変えていくこと
で、実を我々が収穫する、もしくは実自体をとっていただいた方から我々
が購入する、こういったことで、我々自身が作物を育てる、もしくは協力
農家の方々に育てていただくというようなことで成り立つのではないかと
か、また、諫早湾干拓地の方では、大規模な農地になりますので、あれだ
け広大なフラットな農地は日本全国探しても、北海道以外にはないという
ことで、省力化した農業経営ができるのではないか。このような考えをも
って、具体的に検討を始めたということになると思います。

これから農地に対しましてはさまざまな問題も、今現在、例えば土づく
りの観点からいきましても、なかなか売上げ的にも貢献できていないとこ
ろがありますが、5年、7年、10年という中では確実に収益が残せる土壌
でもありと、また規模的にも広がっていくものだというふうに確信をして、
今現在、経営を進めている状況にあると思います。」

このことから、谷川喜一氏は、㈱T・G・Fの設立に関し、社運を賭け
農業部門への新たな事業展開をしていこうと、並々ならぬ強い意欲を持っ
ており、従って、会社経営者として当然に会社設立に関する法定の手続き
や借り上げ予定農地についても十分承知していたと窺われる。

(2) 株式会社T・G・Fの設立に関する県及び県農業会議の関与について

1) 平成24年1月10日に㈱谷川建設 経理課 主任である永田久弥証人は、
法人設立までの相談について次のとおり明確に証言している。

「今、思い返しますと、ほとんど農業会議の指導を受けていたと思いま
す。まず、原案としては、先ほどおっしゃいました原案を持っていきま
した、農業会議の方に。農業会議の方は、誰であろうといいんですが、

農業ができるか、できないか、農作業ができるか、できないか、それだけで判断していました。ですから、そこで、谷川代議士とか谷川貞子さんは、農業会議の方から、外してくださいというふうなアドバイスを受けました。

それで、あと、出資の金額、出資の割合、そういったところを事細かに農業会議さんの方の指導を受けました。

最終的には、一応、農業会議さんの方に、こういう形で設立したいと持って行ったのが12月の17、18日だったと思います。それから、大村の司法書士さんのところに走りまわったので。

ですから、そこまでの間、何度となく農業会議さんの方には出向いて、役員構成、出資者構成は指示を仰いだということになっております。指導は。」

(株)T・G・Fの設立に当たって県農業会議への相談を随時行っていたのは、(株)谷川建設の経理課 主任 永田久弥氏であり、(株)T・G・Fの設立の前に、(株)谷川農場という仮称で法人設立が企図されているが、前出の永田証人の証言にあるように、その中に役員として、谷川弥一衆議院議員(株)谷川建設 会長)も名を連ねていた。

(株)谷川農場(仮称)は、平成19年1月に(株)T・G・Fとして、(株)谷川建設とは別法人として設立されている。

このことについては、県農業会議の証人からも次のような証言がなされている。

「先ほども言いますように、農業会議の指導方針として、企業一般の農業参入につきましても、農地の権利取得ができるような法人経営体をとってくださいということは基本的な指導としてやっていますので、私どもの方からそういった指導はしております。(平成23年12月19日、田中参考人)」、「このことも何度も議論があっておりますように、生産法人の要件の中では4要件ございしますが、ほかの要件については、なるほど実現可能かなということ、問題は役員要件がしっかりしておかないと要件を充たさなくなりますので、特に想定されている役員について農業経営の従事、さらに、農業経営に従事しているうちの過半の方が実際の農作業に従事できるのかどうか、そういったことについて何回かやりとりをしたというふうに聞いております。(平成23年12月19日、田中参考人)」、「私どもとしては、農業と農作業の違いも説明していますし、それから、役員の農作業にきちっと従事してもらうことについてもおつなぎしましたし、それから、大きな会社の社長さんが果たしてやるんですかということも、事実、何回となく確認はしております。(平成24年2月6日、田中証人)」

2) また、永田氏は、平成18年7月13日、県農業改良普及センターに新規就農相談を行っているが、県が残したその際の相談記録には「谷川会長にオリーブの状況について、経営的に厳しいものがあることを説明する」と述べたと記載されている。(資料1)

しかしながら、平成24年1月23日永田氏及び谷川喜一氏(㈱谷川建設代表取締役、㈱T・G・F元代表取締役)から、これは谷川社長への説明であったとの証言がなされている。

この点については、資料と証言が食い違うため、永田氏が実際に説明した相手が谷川弥一氏であったのか喜一氏であったのか判然としないものの、記憶と記録を比較した場合、記録の方が信憑性は高いと考えられる。

どちらにしる、㈱谷川建設を代表する両者の名前が挙がっていることから、前述したとおり、㈱谷川建設が農業部門への参入に社を挙げて向かっていたことは間違いない。

3) また、永田氏は、県諫早湾干拓室にも平成18年度から幾度となく相談に来ており、県農業会議、県農業改良普及センターへの相談も数多く、県諫早湾干拓室、農業改良普及センター、県農業会議は、㈱T・G・Fの法人設立、営農計画に深く関わっていたものと窺知される。

㈱T・G・Fは大村での農業生産法人としてのオリーブ等の栽培を企図していたことから、通常であれば、所管である大村市農業委員会に相談すべきであり、平成18年7月13日には長崎市農業委員会からも大村市農業委員会に相談するよう助言されている(資料1)にもかかわらず、大村市農業委員会に相談することもなく、県及び県農業会議に㈱T・G・Fの設立についての相談を繰り返していることは、異例のことであると言わざるを得ず、㈱谷川建設であることをもって格別の配慮がなされたと推断せざるを得ない。

(3) 大村市農業委員会が行った株式会社T・G・Fの農地の借受承認及び農業生産法人にかかる報告の受理について

「農業生産法人」とは、農業を行うために設立された法人において、農地の取得を可能とするための要件を満たした法人を指す。

要件は次の4点

1. 法人形態 農事組合法人、株式会社(公開会社でないもの)、持分会社(合名、合資会社等)

2. 事業要件 その法人の主たる事業が農業であること。（農産加工物を含む）
3. 構成員 その法人の組合員（農事）・株主（株式）・社員（持分）を構成員といい、その構成員が農地を提供した個人、法人の行う農業に常時従事するもの、農地保有合理化法人、地方公共団体、農協、法人から物資の提供を受けるもの又は、法人の事業の円滑化に寄与するものであること。
4. 業務執行役員 法人の行う農業に常時従事する者が取締役の過半数を占め、さらに、その過半数が法人が行う農業に必要な農作業に60日以上従事できること。

常時従事の判断基準は、農業に150日以上従事すること。

法人の業務が150日に満たない場合は、別途算式による（最低60日）

- 1) 第1に、「『農業経営基盤強化促進事業申出書』の申請内容は適正であったか」ということについては、農業生産法人は前述の4点の要件を満たさなければならない。

1 (1)で示したように、平成23年12月19日、平成24年2月6日の田中証人の証言によると、県農業会議は、役員構成について、永田氏に対し、本当に計画通り実行できるのか、農業従事と農作業従事の違いも説明しながら、何度も確認し、県農業会議からの説明を受けた永田氏は、直接社長に確認し、「その点は、再度、谷川社長の方にお聞きして、みんなやるつもりだということでしたので、農業会議の方に最終的な回答をいたしました。（平成24年1月10日、永田証人）」と証言しており、永田氏と谷川喜一氏の意味疎通に齟齬があるとも思われず、谷川喜一氏が、要件について十分に承知していたと、断定することができる。

また農業会議の相談時に作成された異業種参入支援事業相談等処理カードに「農業生産法人の構成員と役員の詳細については、谷川喜一社長の了解を得て以下の形で進める」と、また、出資額についても「谷川喜一社長と協議中」と記載されており、逐一、谷川喜一氏と協議のうえ、事務を進めていることが窺えるが、平成24年1月10日に谷川喜一証人は、「（申請の際の書類については、）正直全幅の信頼を持って任せていた部分がありまして、流れ作業的な捺印であったのは間違いないと思います。

私自身が当然自分の名前と社判が入っておりますので確認をとって進めていくところでありましてけれども、その当時、正確に把握をして印を押したかと言われれば、それはあいまいなものしかなかったと言わざるを得ないと思います。」と証言している。

さらに、「農業に対する思いはありましたが、現実問題として、従事日数等含めて不足しているということで、これは言いますように、マスコミの報道と、また、実際の従事日数等の問題を考えて辞任をした。（平成24年1月10日、永田証人）」との証言もある。

然るに、谷川喜一氏は、本委員会における証言で、当初は、「4要件におきましては、一つは株式会社であるということ。農業収入が50%以上あるということ。また、株主、構成員は原則150日以上農業に従事しなければならないということ。また、代表者、責任者は原則150日以上農業従事しないしは60日以上農作業をしなければならないということだというふうに理解をしております。（平成24年1月10日、谷川喜一証人）」「農業従事と申しますのは経営全般、実際に農地での農作業を行わなくてもデスクワークや、販路の開拓であるとか、そういうところも含めたものだというふうに理解をしております。農作業は実際に農地に入って、実際に土と触れ合うというものであるというふうに認識をしております。（平成24年1月10日、谷川喜一証人）」と正確に述べている。しかし、後には「農業生産法人の4要件に関しましては、特別委員会等を通しまして改めて学ばせていただいた部分がありまして、設立当初は内容が十分ではなかったというふうに思います。（平成24年1月10日、谷川喜一証人）」、「間違いありません。当初、農作業、農業従事の区別ができておりませんでした。（平成24年1月10日、谷川喜一証人）」、「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりますので、（平成24年1月23日、谷川喜一証人）」と証言し、申請当時は十分に承知していなかったと繰り返しているが、前述の証言並びにこれまで指摘してきたことから考察される事実とは異なり、虚偽の陳述の疑いが認められるものである。

また、申出書に添付されている資料では、谷川喜一氏は、農作業に90日間従事するとなっている（資料2）が、「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりますので、平成20年2月に永田証人の方から、要件を満たしていない旨、私の方に報告がありました。（平成24年1月23日、谷川喜一証人）」、「平成20年2月ごろに谷川証人に、このままいくと農業従事日数、農作業従事日数が、どうしても規定の予定の日数に足りませんという報告はいたしました。（平成24年1月23日、永田証人）」との証言でわかるように、谷川喜一氏の「みんなやるつもりだ」との意思表示とは裏腹に、実際に農業、農作業には従事しておらず、また、谷川喜一氏が(株)谷川建設、(株)谷川商事、(株)マルキ開発の代表取締役を兼務していることから、要件を充足させることは困難で、実際、平成19年度の農業生産法人の報告書では、従事日数0日となっている。

一方、谷川富貴氏（(株)T・G・F元取締役、谷川喜一氏の妻）において

も、申出書には、農作業従事日数150日と記載されているが、当時、妊婦であったことを考えると、これらの活動に従事することは、到底、不可能であり、実際、平成19年度の農業生産法人の報告書では、従事日数0日となっている。

これらのことから、当初から要件を充足させようという意思は見えず、大村市農業委員会から農業生産法人として認められるための形式上だけの数字であると言わざるを得ない。

平成24年1月23日の永田証人の証言では、この数字について、「虚偽の記載ではなく、予定として記入しております。」と弁明しているが、たとえ予定の数字であったとしても、実現させることを要請されるものであり、到底実現が不可能な数字を記載することは許されるものではない。

これらの日数の記載は、この申請のみではなく、平成19年6月に大村市に行った「農業経営改善計画認定申請書」、平成19年8月に(財)長崎県農業振興公社に行った「諫早湾干拓農地借受申出書」、平成19年8月に諫早市に行った「農業経営改善計画認定申請書」などにおいても同様の数字が使用されている。

さらに、谷川富貴氏、田丸加代子氏(株)T・G・F元取締役)兩名に対し、「(株)T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績について」証言を求めため出頭を請求したところ、出頭しない旨の上申書が提出され、その中で「証言を求める事項」は、「農地法違反による刑事罰の対象となる事項に関して証言を求めるものであること。」、「谷川喜一氏が刑事訴追を受けるおそれがある事項に関するものである。」と記載されている。(平成24年2月22日付け 上申書2、資料3)

これらのことは、申請内容に実態と異なる記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえで記載された虚偽の申請であることを認めたと考えられる裏付けとなっている。

2) 第2に、「『農業経営基盤強化促進事業申出書』の審査は適正であったか」ということについては、平成23年10月19日の藤田参考人の発言によると、通常、農業生産法人と認知されるまでには、2ヶ月～1年程度かかるが、(株)T・G・Fから「農業経営基盤強化促進事業申出書」を平成19年2月12日付けで提出されると、2月21日付けで受付け(資料2)、2月27日に開催された大村市農業委員会農地部会で承認(資料4)、その後、3月9日に大村市から公告がなされている。

かかるケースは、提出してから承認されるまで、わずか2週間強、公告まで含めても1ヶ月弱で事務処理が終了しており、異例の速さとなっている。

このことに対して、藤田証人は平成24年2月6日の証言で、小林委員の「だから、そう言われても仕方がないということ」を投げやりにおっしゃるけれども、実際、あなたの、『そう言われても仕方がない』という言葉の中には、やっぱりね、谷川代議士だとか、金子知事とか、そういう権力者の親族だから、そういうようなところがあなたをして、当然、あなたの責務として果たさなければいけない業務をあなたが放棄したと。こういうことを、世にいう便宜を供与したと、特別扱いをしたと、こういうようなことで藤田証人、我々は受け止めて、それが正直でね、やっぱりね、相手が金子代議士のね、農林省のね、農林水産大臣政務官、政府高官ですよ、ああしとつても。それから、金子知事の娘、こういうような状況を見ればさ、ちょっとおたおたするよね。大体ね、今回の事務手続の一連の、藤田さん、あなただけじゃないですよ。あなただけではないですよ。全部ですね、そういう事務手続の推進、このやり方については、やはり谷川、金子という時の権力者のやっぱりご威光がいろんな状況の中で特段の配慮とか、あるいは便宜供与という格好になって、藤田さん、やっぱり谷川さんとか金子さんのご親族のT・G・Fだと、いろいろ聞きづらいとか、後で、いろいろ聞いたらどうなるかわからんとか、そういうようなことを思ってあなたの任務を果たさなかった、業務を全うしなかったということ、そう言われても仕方がないと言っているけれども、そのとおりでしょうか、どうですか。」という質問に対し、「先ほど言いますように、そう思われても仕方がないと思います。」と一度は認めたものの、その後、小林委員が再度行った同趣旨の質問に対しては、「そこで、私が言いました、便宜を図ったということは、私は認識いたしておりません。先ほどの発言を撤回させていただきたいと思います。」と発言を撤回し、最終的には、高比良(元)委員長の「特別な扱いではなかったらば、十分な調査をしなかったというのは恒常的に行われてきたんですか、そういうやり方をするんですか、という話になってしまうじゃないですか。違うんでしょう。やっぱり農業会議の方からいろいろ言ってきた、そのことを真に受けてそのままやったんじゃないんですか。違うんですか。そこはやっぱり谷川喜一さんというのがおった、谷川建設というのがあった、そういう背景があるからじゃないですか。そういう申請内容だったからじゃないですか。しっかりお認めになりますか。」との質問に対し、「特別な扱いをしたということは、私は認識がないわけですが、皆様のご判断にもうお任せしたいと思います。」と証言している。

同じく平成24年2月6日に、藤田証人は「特別なやり方はいたしておりません。調査不足は認めますけれども、この件だけについて、T・G・Fだけに特別な扱いをしたということはございません」と証言しているが、実

際には、異例とも言える速さでの事務処理が行われており、また、それに対する発言が二転三転し、申請者に対して大村市農業委員会が格別な配慮をしたのではないかとの疑いを払拭することはできない。

3) 第3に「提出された報告書の内容は適正であったか」ということについては、農業生産法人は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内（6月30日期限）に報告書を大村市農業委員会に提出する義務がある。（農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条）

㈱T・G・Fは、平成19年3月9日に農業生産法人として認知されているため、平成18年度分から報告の義務が発生するが、平成18年度分の報告は平成19年9月27日に提出され（資料5）、平成19年度分は、平成20年7月24日に提出されているが、平成23年12月19日の吉崎証人の証言によると「記入漏れがあったため、再提出」となり、最終的に平成20年9月18日に提出（資料6）され、2期連続で提出期限を大幅に遅延している。

さらに、提出された報告書の内容に関して、平成18年度の報告書（資料5）においては、

○平成19年7月11日の株主総会で株の譲渡の承認を受けた（資料7）者が、株保有者として構成員に記載されている。

○農業生産法人として認定された3月9日以降の分を報告すべきにもかかわらず、それ以前からの役員農業従事日数等が記載されている。

○農作業日数と農業日数の欄に同じ数字が記載されている。

○耕作地を45aで申請しているにもかかわらず、60aと記載している。

また、平成19年度報告書（資料6）においても、

○平成20年3月25日に業務執行役員となり、就任期間が7日しかないにもかかわらず当該執行役員の農作業従事日数が278日と記載されている。など、誤りの多いものとなっている。

平成18年度の報告書については、「この報告書に関しましては、恐らく担当者の方で対応をしているんじゃないかと思っています。

一応、平成18年度分の報告につきましては、23日しかないわけでございまして、判断をされるような状況じゃなかったと思っています。（平成24年2月6日、吉崎証人）」との理由で、是正勧告は行っていないと証言しているが、吉崎証人自身は、平成24年2月6日の証言で「私は見た記憶がない。」と責任逃れとも見える言動を繰り返している。

平成19年度の報告書については、役員農業・農作業従事日数が規定に達していないため、平成20年10月3日付けで大村市農業委員会から是正勧告を受けている。（平成23年12月19日、吉崎証人）

これらの事務処理に関し、「谷川社長は全く承知していなかったということですか。」という平成24年1月10日の高比良(元)委員長の質問に対し、「正直全幅の信頼を持って任せていた部分がありまして、流れ作業的な捺印であったのは間違いないと思います。(平成24年1月10日、谷川喜一証人)」また、「記載内容と実態が乖離をしている虚偽の内容を報告したということについてどのように認識をされていますか。」との平成24年1月23日の高比良(元)委員長の質問に対し、「はっきり言って7月、9月ぐらいになると、私のきちんと農業会議からレクチャーを受けたものもおぼろげになっております。ほかの仕事も抱えておりましたので、そこで単発的にやった仕事でございます。ですから、農作業、農業従事、同じ日数で書いてしまったという私の完全な記載ミスです。(平成24年1月23日、永田証人)」との証言があつている。

これらの、報告期限に対するルーズさ、報告内容のずさんさをみる限り、経営の実態に対しても、農業に対する取り組みについても(株)T・G・Fは、真摯に取り組んできたのか甚だ疑問であり、また、諫早湾干拓農地への入植ありきの法人設立にかかる大村市農業委員会の事務処理ではないかとの疑問も抱かざるを得ないものである。

(4) 大村市が行った認定農業者の認定について

1) 第1に、「『農業経営改善計画認定申請書』の申請内容は適正であったか」ということについては、平成19年6月18日付けで提出された申請書に諫早湾干拓地の農地取得が記載され、また、取得面積も60haと明示されており、あたかも入植が決定しているかのごとき記載となっている(資料8)

記載内容は、「この農業経営改善計画の認定は、あくまでも5年後の計画をもとに認定するものであって、T・G・Fさんとしては、そのような経営改善計画を立てていると判断しておりました。」と平成23年10月19日に一瀬参考人は発言しているが、同じ日に「達成困難であれば計画変更等の協議も必要だと思う」とも発言している。

しかるに、諫早湾干拓地への入植は他の行政機関の審査を通じて果たして実現できるかどうか未定であるにもかかわらず、入植を前提とした審査は、審査のあり方として全く誤ったものであると指摘せざるを得ない。

さらに、平成19年8月21日付で作成されたとされる申請書の修正版では、申請時の農業従事日数が0日の谷川喜一氏が年間見通し90日従事すると記載されており、同様に申請時の農業従事日数が0日の田丸加代子氏が年間見通し60日、同じく0日の谷川富貴氏が年間見通し150日と、小柳隼一氏、小

柳伊佐義氏に至っては180日（資料9）と記載されているが、谷川喜一氏が3法人の代表取締役を兼務していること、谷川富貴氏が妊婦であり、8月過ぎまで農業従事日数が0日であるものが申請時からの残り日数 約220日からみて、実現不可能としか思えない数字が羅列されている。

加えて、前述したように、谷川富貴氏、田丸加代子氏に「㈱T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績について」証言を求めるために出頭を請求したところ、出頭しない旨の上申書が提出され、その中で「証言を求める事項」は、「農地法違反による刑事罰の対象となる事項に関して証言を求めるものであること」、「谷川喜一氏が刑事訴追を受けるおそれがある事項に関するものである。」と記載されている。

これらのことは、申請内容に実態と異なる記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえで記載された虚偽の申請であることを認めたと考えられる裏付けとなっている。

2) 第2に、「認定事務の処理は適正に行われたか」ということについては、平成19年6月18日に大村市に申請され、6月20日で受理された認定申請書が、6月21日に起案され、同日付で決裁、認定されている。（資料10）

「この時に全部で20件出ております。最初の申請日が5月21日に5件、5月22日に8件、5月28日に4件、それから6月20日に2件、6月18日に1件あっております。（平成23年10月19日、一瀬参考人）」と発言があり、㈱T・G・Fの案件のみが手続きが早いわけではなく、審査会の前日に申請されているものもあるが、審査会の直前に受け付けたものを直ちに審査会上げ、認定審査を行うという事務処理のあり方が適正であるか疑問の残るところである。

また、諫早市農業委員会に8月21日に提出した農業経営改善計画認定申請書と同じ内容に修正した申請書を8月23日に大村市に提出している（平成24年1月10日、永田証人）が、申請日及び受付日が当初の申請時と同じ日付で整理されている。（資料9）

これらについても、事務処理の速さや、修正申請書の受け付け方の不自然さなど、事務処理の異例さが目立つものである。

2 諫早湾干拓事業における財団法人長崎県農業振興公社が行った入植者選定及びそれに対する県の関わりについて論議となった事項

(1) 入植者選定手続きに関する事務処理について

1) 第1に「諫早湾干拓農地借受申出書の内容は適正であったか」ということについては、資料11の添付資料「営農計画書」に谷川喜一氏が年間90日間、田丸加代子氏は60日間、谷川富貴氏は150日間、自家農業に従事すると記載されている。

また、「基本的には私は経営全般ということで農業従事、また、姉と私の妻に関しましても農業従事ということで、基本的に販路の開拓であるとか情報収集であるとか、農業経営の中で重要なのは収穫と同時に収穫されたものをいかに付加価値を付けて販路を開拓していくかというのも非常に重要だと思っておりましたので、ちょうど子育て世代である二人が、例えば幾らだったらどういったものを購入してもらえるのか。どういったデザインだったら手に触れてくれるのかといったことをそれぞれのネットワークを使って情報収集をしていただいていたということです。(平成24年1月10日、谷川証人)」、「農業従事と農作業従事の要件について、その当時はよく理解をしておらず、農業従事で成り立つものだというふうに理解をしておりました。(平成24年1月23日、谷川喜一証人)」との証言もある。

しかしながら、これまでも述べてきたとおり、谷川喜一氏の本業の勤務を考えると、これだけの農業従事をはたして可能かと疑わざるを得ず、谷川富貴氏に関しても妊婦であることから、同様の疑問を呈さざるを得ない。

申出書の内容についても、主な生産品目の販売先としてカルビーポテト(株)等と記載されており、後述の評価点数の評価に大きな影響を与えることとなるが、売上計画においても、これは全体の1割程度に過ぎないものである。

さらに、取引の根拠としている、取引証明書についても内容を見る限り、数量等の記載もなく、根拠としては不十分なものといわざるを得ない。

次に、入植後3年目の収支計画では、売り上げ1億6千万円弱で2百万円弱の黒字を見込んでいるが、平成22年度の農業売上実績は、その4分の1に過ぎず、農業売上だけでは赤字となり、農業以外の売上を計上し、黒字を確保している。

確かに、入植面積は60haから32haと半分程度になっているが、計画では200万円弱の黒字を見込んでいたものが、実際には農業売上だけでは、1,000

万円を越える赤字となっており、当初の計画自体の信憑性が甚だ疑問である。

さらに、資本金については、当初は200万円であり、これについても大規模農業を目指す法人としては如何なものかと考えるが、入植決定直後の平成20年5月20日には、資本金を減額し、60万円になっている。(資料12)

上記の4点からも、当初からの入植に対する意欲について疑問を抱かざるを得ず、また、記載内容にも他の申請と同様、実現不可能な農業従事日数の記載や過大な売り上げの計上などがみられ、少なくともこのことは、単に計画の見込み違いということにとどまらず、まさに、申請内容として、計画を遂行する意思がないまま架空の記載がなされているばかりか、他の申請と同様、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえで記載されたもので、これらのことから、虚偽の申請と言わざるを得ないものとなっている。

2) 第2に「班による評価の実施方法等は適正であったか」ということについては、「私の立場というのは、その調査グループ6人、そして、実際、事務方として採点する側のリーダーという形で、私の立場でございます。」、「実際、得点をつける、採点するチームの私がリーダーでございます、(平成23年11月22日、松永証人)」、「この現地調査とか、今、我々が言っています選考の評価の作業だとかという問題につきましては、先ほどからちょっとご紹介をしておりますが、諫早湾干拓室の松永参事がリーダーシップをとっております、(平成23年11月7日、東証人)」との証言があり、松永参事が評価点の調査を行うグループのリーダーとして指揮を取っていたことは疑いのないところである。

また、「3班に分けて、そして2人1組1班、それで現地調査もし、そして点数をつける、評価調書に記載をしていく、たたき台をつくるという作業は2人で一緒になってやるんだと。どっちが先に筆を入れるかというのは別ですよ。要するに、24日までにはそういう作業を通じた中で提出をしてもらうんだと。このことが松永証人からそういうことで指示というか、なされておったんですかね。」との高比良(元)委員長の質問に対し、「そういう指示があっておりました。(平成24年6月5日、島田証人)」との証言があり、「確かに、業務としてその枠組みをつくって、こういう方向でということの指示はいたしました。(平成24年6月5日、松永証人)」との証言もあっている。

また、「配点につきましては、農業振興公社の嘱託が一応付けて、そして、当時、諫早湾干拓室の担当の方、営農推進班の方と打ち合わせをして出すということだったと思います。（平成23年11月7日、島田証人）」とも証言している。

（株）T・G・Fを担当した班（以下「3班」という）は、他の班に比べて評価すべき件数は少ないにもかかわらず、「2人1組で調査に行くんですけども、ここに出されている調査票は、そのうちの1人がまずは採点をしてみて、同行した人と少し協議をしなければならぬという、その協議をする前に出てきたということですから、他の班の選考調査票と比べると、調整の作業が欠けていたということが一つあります。（平成23年10月11日、東参考人）」と発言している。

その結果、3班が受け持った16件のうち13件が評価点を変更されており（他の班は5件、12件）、他の班の修正点は2点以内であるのに対し、3点以上の変更が11件あり、5点の変更を行っているものも2件ある。（資料13）

また、この班では、同一班の調査員においても証言の食い違いが複数あり、評価点数に影響する販売先との契約書に類する書面の存在について、「見ておりません。（平成23年10月19日、島田証人）」、「契約書じゃないんですが、カルビーとの販売についての、名前は忘れましたが、文面は忘れましたが、確約書みたいなのはありました。それは見ました。（平成23年10月19日、平山証人）」や諫早湾干拓農地借受申出書の添付書類の送付について、「私は諫早の公社の方にも書類は一式送っていたと思います。（平成24年6月5日、平山証人）」に対し、「実は、諫早事務所には、そのコピーはありませんでした。（平成24年6月5日、島田証人）」という証言が得られている。

選考調査票の作成時期については、「多分、24日前、その3日間ぐらいでつけたと思います（平成23年10月1日、島田証人）」、「20日ぐらいだったですかね。ちょっとすみません。それは覚えておりません（平成23年10月19日、島田証人）」、「たぶん24日、3日ぐらい前、3日、2日とか、そういう感じだったと思います。（平成23年11月22日、島田証人）」、さらには、「23日の5時過ぎ、8時ごろまでかかった。（平成24年6月5日、島田証人）」と証言に食い違いが生じている。

また、これに関連して、「多分、夕方ですね、もう間に合いそうにないということで、平山さんの方に電話をしたというふうに思います。（平成24年6月5日、島田証人）」、「しかしながら、少なくとも3班はできてないというのが、前日そういう事態に直面したので、私の判断としては、そして当

然9時半から始めて、それ（開始時間）を遅らせて（互いに）調整させるという、そういう選択肢もあったのかもしれませんが、その時の私の判断としては、とにかく会としてまず第1回目を進めていこうと、そういう判断を下しましたので、そういう結果になりました。（平成24年6月5日、松永証人）」との証言もある。

さらに、選考調査票のすり合わせができなかった理由については、「少し片方が忙しくて、調整できなかった。（平成23年10月11日、東参考人）」、「事前に相談を受け、するように言ったが、平山証人の場合には抱えている別の業務等で当日までにできていない現状だった。（平成23年12月6日、松永証人）」、「どういうわけかよく覚えていないのですが、10月24日当日にしか島田さんからもらえなかった。（平成23年12月6日、平山証人）」、「確かに忙しかったと、言ったかもしれませんが、どういうふうに忙しかったかもちょっと記憶にございませんが、島田さんのあれが遅れて、調整できなかった。（平成24年5月26日、平山証人）」と、明確な理由は示されなかった。

しかしながら、平山豊氏は、上司（松永参事）から出された指示に対し、評価の擦り合わせ、資料の配布等を行わず、また、評価事務処理途中で松永参事から出された、「島田証人との作業が進んでないという話を、18日からですから、そう日にちはないんですけども、急いでやったがいいよというのはアドバイスしましたけれども、（平成23年12月6日、松永証人）」、「21日と思うが、こちらから進捗状況を確認、できていないとのことであるように指示。（平成24年6月5日、松永証人）」されたことに対しても従わず、結果、「もうとにかく24日の打合わせの中で、その辺はすり合せしていくしかないねということはアドバイスをいたしました。（平成24年12月6日、松永証人）」として、調整が行われていない点数が全体会に提出される事態を生じせしめている。

また、平成23年10月19日の島田証人の証言によると、この評価作業で、平成19年9月15日から始まった現地調査の時点では選考調査票はなく、現地調査の終了後、全体会議（平成19年10月24日開催）の1週間程度前に配布されていることや、面談した人物の発言のみが根拠となっており、書面の確認がなされていない事例、反面調査による確認がなされていない事例が多数あり、これだけ重大・重要な事業において、不十分な事務処理がなされている。

- 3) 第3に、「事務方での評点調整作業が適正であったか」ということについては、まず、欄T・G・Fへの評点のあり方について、第1回目の全体会議

での評点の移動について説明を求めたところ、次のとおりの回答が出ている。

(平山氏 提出記録より 資料14)

評価項目1 営農の基本方針 +1点

ばれいしょについては、加工用の取引証明書があり、販売計画が具体的に検討されていると評価してよいのでは。(平山氏)

「環境への配慮、圃場を生かした経営の確立、販路拡大や加工などの経営の多角化等を検討している」と判断(作業チーム)

評価項目6 作付体系 +1点

申出書に休閑期の緑肥の作付計画があり、1点追加では(平山氏)
作業チーム了承

評価項目10 資金調達計画 +1点

融資は具体的な金融機関名を挙げて検討しており、関連会社からの資金確保が見込まれる。(平山氏)

関連会社からの資金は自己資金ではないが、現実性が高い(作業チーム)

評価項目11 経営収支計画 +2点

具体的な収支計画があり、0点はない。(松永氏)

収支計画の余剰も見込まれる(作業チーム)

しかし、評点の移動について確認すると次のようなことが判明した。

評価項目1 営農の基本方針について

根拠となったばれいしょの取引証明については、平山証人と島田証人で、書類の有無の認識に食い違いがある。

ばれいしょの取引が主であったとの認識であるが、実態は全体の5%程度である。

大豆・小麦の販売のため農協への早期加入を島田氏より指摘されている。

評価項目6 作付体系

緑肥を行うということだけで2点の評価をしている。

評価項目10 資金調達計画

関連会社からの融資を自己資金としてカウントしている。

融資の話についても、反面調査は行っていない。

(株)T・G・Fの資本金は、200万円であり、資金面で十分か。